



2026 年 7 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ス タ リ ス ク
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 執 行 役 員 社 長 鈴 木 規 之
 (コード番号：6522 東証グロース)
 問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 管 理 統 括 室 長 太 田 尚 友
 ir@asx.co.jp

第三者割当による第9及び第10回新株予約権の 発行価額の払込完了に関するお知らせ

当社は、2026 年 6 月 26 日開催の取締役会において決議した、EVO FUND（以下「割当先」又は「EVO FUND」といいます。）を割当先とする第9回及び第10回新株予約権（以下それぞれを「第9回新株予約権」及び「第10回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、同年7月13日に発行価額の総額（3,220,000 円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2026 年 6 月 26 日公表の「第9回及び第10回新株予約権の発行並びに新株予約権の買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

募集の概要

<本新株予約権発行条件の概要>

(1) 割当日	2026 年 7 月 13 日
(2) 新株予約権の総数	計 11,500 個 第9回新株予約権：5,750 個 第10回新株予約権：5,750 個
(3) 発行価額	総額 3,220,000 円 第9回新株予約権 1 個当たり 299 円 第10回新株予約権 1 個当たり 261 円
(4) 当該発行による 潜在株式数	1,150,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 第9回新株予約権：575,000 株 第10回新株予約権：575,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額はいずれの回号についても 509 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 1,150,000 株であります。
(5) 調達資金の額	約 2,182,220,000 円（注）
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	第9回新株予約権：当初行使価額 1,800 円 第10回新株予約権：当初行使価額 2,000 円 (1) いずれの回号の本新株予約権についても、発行日から 6 ヶ月を経過した日以降、当該回号の本新株予約権の行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合、当該行使価額は、当該取締役会の決議を行った日（以下「決議日」といいます。）の直前取引日（同日に株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいいます。以下同

	じ。)における取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とします。)に修正されます。但し、算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。なお、当該修正は、決議日の5取引日前までに(通知の時間は16時を締切りとします。)かかる決議を行う旨を本新株予約権者に通知した場合に限り行うことができます。 (2) 上記第(1)号にかかわらず、①本新株予約権のいずれかの回号について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から6ヶ月が経過していない場合、②金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合、又は③当社が各本新株予約権の発行要項第14項に従って取得の決議を行い、かかる決議に基づく取得が完了していない場合(決議が撤回された場合を除きます。)には、当社は上記第(1)号に基づく決議を行うことができません。なお、上記①に関して、本新株予約権のいずれかの回号について行使価額の修正が効力を生じた直近の日から6ヶ月が経過している場合であれば、本新株予約権の全ての回号について、同日に行行使価額の修正を決議することは可能です。
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 第9回新株予約権：EVO FUND 5,750 個 第10回新株予約権：EVO FUND 5,750 個
(8) 権利行使期間	2026年7月14日から2029年7月13日までとします。
(9) その他	(1) 当社は、割当先との間で、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本新株予約権の買取契約を締結しました。 (2) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日から1ヶ月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下「取得日」といいます。)の2週間以上前に本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」といいます。)又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより(但し、通知が当該日の16時までには本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われます。)、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。 (3) 上記「(8) 権利行使期間」欄で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。)で取得します。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修

正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。